第三十一、本法人ノ事業ニ関スル重要ノ事項ハ評議員会ノ決議ヲ経テ理事長之ヲ定ム但シ其ノ軽易ナルモノハ理事長ノ専決ニ依リ処理スルコトヲ得

第三十二、本法人ニ会計ニ関スル毎事業年度ノ終リニ於テ決算ノ為メ臨時ニ評議員会ヲ開クノ外毎年一回評議員会ヲ開キ前年度ノ決算ヲ審議ス

第八章　資産及財務

第三十三、本法人ノ資産ハ左ノ三種トス

一、寄附行為ニ掲ケル財産ノ外ニ本法人ノ設立ノ際ニ於ケル財産目録ニ掲ケル財産

二、基本金

三、事業ニ伴フ収入

第三十四、本法人ノ基本金ハ之ヲ処分スルコトヲ得ス

第三十五、本法人ノ事業ニ伴フ収入ハ之ヲ基本金ニ繰入レ又ハ事業ノ為メニ使用スルコトヲ得

第三十六、本法人ノ資産ハ理事長之ヲ管理シ其ノ方法ハ評議員会ノ決議ヲ経テ理事長之ヲ定ム

第三十七、本法人ノ経費ハ資産ヲ以テ之ニ充ツ

第三十八、本法人ノ事業計画及予算ハ理事長ニ於テ毎年会計年度開始前ニ之ヲ編成シ評議員会ノ決議ヲ経テ理事長之ヲ定ム

第三十九、本法人ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第四十、本法人ノ会計ハ一般ニ公正妥当ト認メラレタル会計ノ原則ニ従ヒ之ヲ処理スルモノトス

第四十一、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第四十二、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第四十三、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第四十四、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第四十五、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第四十六、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第四十七、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第四十八、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第四十九、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十一、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十二、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十三、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十四、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十五、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十六、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十七、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十八、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第五十九、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十一、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十二、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十三、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十四、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十五、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十六、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十七、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十八、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第六十九、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十一、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十二、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十三、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十四、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十五、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十六、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十七、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十八、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第七十九、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十一、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十二、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十三、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十四、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十五、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十六、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十七、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十八、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第八十九、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十一、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十二、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十三、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十四、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十五、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十六、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十七、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十八、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第九十九、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス

第百、本法人ノ会計ニ関スル帳簿ハ之ヲ閉鎖シタル後十年間之ヲ保存スルモノトス